琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する「密約」に係る調査の関連文書No.3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43865

次官

安保条約に代る新条約に関する件

現行安保条約に対しては、従来いろいろの非難が行われてきた。その中には、政治的な態度を異にするところからきたもので、われわれとしては、もちろんこれに賛成しえないものもあつたが、また、中には、われわれとしても、できれば改めたいと思う点もあつたわけである。他面現行条約成立以来のいわゆるわが国の国際的地位の向上、自衛力の漸増、並びに特に一昨年来米軍の撤退が進行して今日では第七艦隊が横須賀等を基地として保有するほかは戦斗力ある部隊は僅少の空軍のみであつてこれも更に撤退の一途にある事実、等よりして条約改訂を適当とする実質的事態も進展しているのである。かかる背景の下に、岸第一次内閣は、米国との安全保障体制を

安全保障課
三四・八・八

より現実に即し、かつ安定した基礎の上に置きたいということで、この条約改定の問題を取り上げた。かくして昨秋以来交渉の結果漸次まとまりつつある新条約の骨子は以下述べるとおりである。

一、国際平和維持及び国連憲章との関係

現行条約はわが国の国連加盟前に締結された関係もあり国連憲章との関係に関する規定を欠くが、新条約では、この種条約の例に倣い、両締約国は国連憲章の原則に従い国際紛争を平和的に解決し、国連の目的に違背するような武力の行使又はその脅威を行わないこととし、又本条約の規定は国連憲章に基く締約国の権利義務ないし国連自体の責務には影響しないことを明にする。その外、さらに積極的に、両国は、国連の平和維持機構としての機能

強化のため協力すべしとの趣旨も入れることとする。

二、政治的経済的協力

日米安全保障関係はより広い両国の協力関係を基礎としてのみ持続性と安定性を保ち得るものなるにかんがみ、両締約国は民主主義の原則を尊重し、安定と福祉を増進して平和的友好関係の強化に努め、さらに経済的協力関係の緊密化に努力するものなることを謳う。

三、援助義務

(イ) 現行条約は、米国に日本駐兵の権利の事を認め、米国は何等の義務を負つていないという点において一方的である。また米軍が駐留している限り、米国が日本を防衛するのは当然のことで、わざわざ条約上に義務を規定する必要もないとの考へ方もあるが、米軍の撤退が進めば進むほど、条約上米国が日本の援助義務を負うことが重要となる。

(ロ) 米国が相手国の援助義務を負う条約を結ぶ場合は相互援助の形をとることが堅い原則となつており、これに対して、わが方には憲法的政治的諸制約があつて通常の相互援助方式は採り得ない。すなわちわが方が憲法的制約の枠を超えることなく米側に日本援助義務を引受けさせるためには、どういう形にすべきかという点が新条約の焦点である。

(ハ) 通常の相互援助条約は、締約国は互に相手方の領土に対して攻撃があつた場合相手方を援助する形をとるが、わが方に関し

ては憲法上許される防衛力は日本自身の自衛に必要な最少限であることや、海外派兵論を誘発することなどからして、米国の領土の一部を条約地域に含ましめることは困難である。

(二) 沖縄、小笠原に関しては、多数のわが同胞がいることであり、また、わが国が潜在主権をもつている地域であるから、これをいわゆる条約区域に入れるべきであるという議論が出ることも、国民感情の上からは、当然のことであろう。しかし、条約上の問題としてこれを見れば、沖縄、小笠原を条約区域に入ることは、米国がこれを守るのに日本として協力することを約束するという意味合いになつてくる。しかも、日本には実際にそれだけの余力もない。そこで、米国が施政権を行使している限りは、

米国に防衛の責任も取つてもらい、施政権が返還されたら、当然条約区域に入るようにするというのが最も適当である。さらに沖縄小笠原を条約地域に入れることに対しては、国内には米国が施政権を行使しながら日本に援助の義務だけを課するのは不当であるという様な論議を為す向もあり、また沖縄小笠原を条約地域に含めれば即ちNEATOを結成するもので日本を戦争の危険に近づけるものであるとの言い廻りに惑わされる向もあるので、この点よりも沖縄小笠原はむしろ条約地域に含めないことを適当とする。

(ホ) 依て新条約では、両締約国は、日本の施政下にある地域における何れかの締約国に対する攻撃を自国の平和と安全に対する

危険と認め、共通の危険に対処するため、憲法の規定と手続に従つて行動することとする規定を置くこととする。これが援助義務の規定であるが、これは米国が近来諸外国と締結したこの種条約において画一的に採用されている表現である。ただ、いわゆる条約区域が一方の締約国たる日本の施政下にある地域に限定されている点が新条約に特異の点である。日本の施政下にある米軍に対する攻撃は即ち日本自身に対する攻撃であるから、これにわが方が対処することは自衛権の発動に他ならない。（したがつて、形は相互的になつているが、実質は、日本のために一方的であるということにあるのであるといつても過言ではなく、米国の日本防衛義務を明確化するために、性型式・名を与えて実をとらんとするものである。）

四、施設区域使用

(イ) 日本の安全ならびに極東の平和と安全の維持のため、米軍が抑制力として日本に駐留することが必要であり得策である。しかし内外情勢の進展に伴い米軍の駐留は益々減少するので、現行条約が米軍の駐留の権利を認めている形を改め、新条約では、前記の目的に必要の限度で米軍に日本の施設区域の使用を許与する形とする。

(ロ) 従来、現行条約の下においては、米軍は核兵器導入が自由であり、又米軍が日本の施設区域を作戦的基地として使用すれば、日本はその知らぬ間にあるいはその意に反して戦争に捲込まれるとの議論が絶えなかつたが、新条約の一環として、交換公文

において、合衆国軍隊及びその装備の日本内への配備に関する重要な変更を行う場合、ならびに米軍が日本防衛のため以外の作戦行動の基地として日本の施設及び区域を使用する場合は、日本国政府と事前に協議する、との趣旨をはっきりさせること とする。

五、防衛協力

米国が相手国に対する援助義務を約束する条約には、いわゆるヴァンデンバーグ決議を体した条文を置くことが望ましい原則となっている。本来この規定は、安全保障の取極をする以上、自らは手を拱いて万事相手方に依存することではならないとの精神規定であるが、わが国の場合は憲法との関係で誤解を招かない様特に既成の字句に手を加へ、「締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的且効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。」というような趣旨にする。

六、協議条項

協議条項として、両締約国は、この条約の実施に関して、また日本の安全または極東における国際の平和と安全に対する脅威が生じたときは、いつでも協議するものなることを明にする。（協議のための機関としては、従来の安保委員会の如きものを存続することも考えられる。）

七、期限

(イ) 国連自身の手によつて国際の平和及び安全が確保され、したがつて日本の安全も確保されることが理想であるから、新条約においても、国連が日本区域の平和と安全のため十分の定めをするまでの措置であるとの建前は崩さず、双方がかかる措置が出来たと認めたときは失効することとする。なお、一部の条約の前文には、太平洋地域における地域的安全保障の一層包括的な制度ができるまでの暫定的な取極であるとの趣旨をうたつているが、新条約には、この趣旨はうたわないこととする。

(ロ) しかしながら右の如き措置が執られる様な時期の予測は困難であるので、発効後十年を経過した後は一年の予告で廃棄し得る形とする。世界情勢の動きや兵器の進歩を考慮するも、安全保障取極としては十年位の期間を安定させることが適当である。

ハ、条約に関する爾余の諸点

(イ) 現行条約中間接侵略に関して日本側の明示の要請ある場合米軍を使用し得るとの規定は独立国としてふさわしからざるのみならず、もはやその必要もないので、この種規定は置かないこととする。もつとも日本の安全に対する脅威は、外部からの武力攻撃はもちろん、いわゆる間接侵略も安全に対する脅威にはかならないから、間接侵略についても協議の対象となることはもちろんである。

(ロ) 才三国軍隊の基地使用、通過等の制限に関する現行条約才二条の規定は新条約には置かない。

六、行政協定

(イ) 新条約においても現行安保条約と同様に米軍の駐留及び日本の施設区域使用が予定されているから、新条約と共に現行行政協定に代る同種の協定を作る必要がある。（なお新協定は国会の承認を求めることとする。）

(ロ) 一般に行政協定は占領の継続の如き感をもつて観られる傾があるが、仔細にその規定を検討すれば、外国軍隊の駐留を前提する他の国際協定、例へばNATOの駐留軍の地位に関する協定とも大同小異の内容であり、しかも受入国自身の軍隊の地位や軍隊相互間の関係等の事情の相違、NATO協定の枠内で二国間に取極められている公表または秘密の個別協定の存在等も併せて考慮せば、行政協定と他の諸協定の実質的相違は実際には限られたものである。

(ハ) 今回の交渉は、元々本条約改訂の交渉として出発したものであるが、行政協定についても全面的に米側と話し合つて来た。米側は、(イ)防衛分担金条項を削除すること、(ロ)米軍関係契約に従事する特殊契約者に関して新な制限規定を設けること、(ハ)民事請求権に関する第十八条をNATO協定に準じて全面的に改善すること（即ち請求権の相互放棄は自衛隊米軍間とし、第三者に対する民事補償の原因たる行為の公務非公務決定は日本人たる裁定者による等）等の点においてよくわが方の要望を容れている。また他の諸点についても協定の字句または運用の改善

により、証留言との間に生起すべき諸問題の円滑な解決を図る
に努めて行くべきである。